令和８年度
生活指導部

小笠原小学校いじめ防止基本方針

１．策定の目的

本校はいじめの根絶に向けて、児童の尊厳を保持するとともに、家庭、地域、村その他関係機関の連携の下、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第１２条の規定に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な方針を示すものとして、「小笠原小学校いじめ防止基本方針」（以下「いじめ基本方針」という。）を定める。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

２．いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

３．いじめ防止等の対策に関する基本理念

・いじめは決してどんな理由があろうとも許されないこと
・いじめは人としての尊厳を踏みにじる人権侵害であり、被害者の児童の心身に重大な影響を及ぼすということ
・いじめはその児童にも、どの学級でも、どの場面でも起こり得るものと認識すること
・いじめを行わず、また、いじめを認識していながらこれを放置することがなく、全ての児童がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てること

これらを認識したう上で、組織的な対応を図り、未然防止と早期発見・早期対応・解決をしていく。

４．いじめの禁止

小笠原小学校はいじめを禁止する。いじめの事実を認識した場合は、教職員は、いじめた児童に毅然とした態度で指導をし、保護者と連携して指導をする。児童・保護者から申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして、小笠原村教育委員会に報告し、学校だけでは解決が困難な場合は、警察や関係機関等と連携して対処する。また、いじめを受けた児童は担任だけでなく、学校全体で支援し、保護者と連携して守る。

５．いじめ防止のための基本的な姿勢

・学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合う温かな人間関係を築く。
・学校・学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
・児童・教職員の人権尊重の意識を高める。
・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実させる。
・児童一人一人の変化に気付く感覚や児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
・いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
・いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を図る。
・情報モラル教育の充実及び児童生徒保護者に対する啓発活動を行う。

６．校内体制

・「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。
・「学校いじめ防止対策委員会」は定期的（月１回）な会議を実施するとともに、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。
・いじめの相談があった場合には、学校いじめ防止対策委員会に当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議し、全教職員で解決に当たる。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら本校の教職員が共有できるようにする。
・重大事態発生時に学校が必要と認めた場合には、「いじめ緊急対策委員会」を設定する。構成は、いじめ防止対策委員会の構成員に加え、教育委員会職員（指導主事等）及び、校長が必要と認める者（学校関係者等）とする。

７．いじめ問題への具体的な対策

いじめを生み出さない学校・学級づくり（未然防止）

・ルール・マナーを守り、安心・安全が実感できる学校・学級の運営を行う。
・人権教育・生活指導の充実・心の教育の推進を図る。道徳の授業でいじめに関する指導内容を扱う。
・楽しく分かりやすい授業を実践する。
・児童会活動等において児童の自主性を育む。成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。
・情報モラル教育の充実及び児童・保護者に対する啓発活動を行う。

いじめを確実に発見できる学校・学級（早期発見）

・日常的に児童の様子や行動を観察する。教師間の情報交換を密にする。(いじめ発見チェックシートの活用)
・家庭訪問、保護者会、個人面談、学校公開等を活用し、保護者・地域との連携を図る。
・「心の健康アンケート」を毎月（学校生活アンケートがある月はなし）行い、場合によっては児童と面談を行う。
・「学校生活アンケート」を毎学期、全学年で実施し、その結果を基に児童との面談を実施する。
・スクールカウンセラー（以下 SC）や支援委員会を中心とした教育相談体制を充実させ、１学期の段階（４月～５月）から SC と小学校５年のすべての児童に対し面談を実施する。
・保健室の利用、電話窓口の周知等により児童及び保護者がいつでも相談できる体制を整備する。
・教職員の研修を充実させる。（人権研修会・いじめ防止に関する研修会・教育相談研修会　等）

いじめを迅速に解決できる学校・学級（早期対応）

・いじめ問題を発見した場合は、「学校いじめ防止対策委員会」を中心に組織として対応する。
・速やかに事実確認を行い、対応策の検討をし、実施する。
・被害の児童やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
・加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導を行う。
・周りの子供に対する組織的・継続的な対応・ケアを行う。
・全体（学級、学校等）の問題として、児童への指導を行う。
・保護者や関係機関との連携を図る。

・小笠原村教育委員会に報告するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。

＜いじめの重大事態への対処＞（学校いじめ対策委員会を核として対応する。）

・教育委員会への報告と連携を図る。
・被害の児童に対する複数の教員による保護や情報の共有を徹底する。
・被害の児童への緊急避難措置を検討し、実施する。
・加害の児童への懲戒や出席停止の検討をする。
・周りの児童に対する組織的・継続的な対応及びケアを行う。
・警察への相談・通報や教育相談所等との連絡を取り合う。
・いじめ対策緊急保護者会の開催を検討する。
・いじめ緊急対策委員会の設置があった場合、その組織の指示を順守し、指導を受ける。

家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり

・家庭、学校及び地域において、児童が安心して過ごすことができることを共通の願いとして連携を推進する。
・地域における行事並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童が人との関わりを大切にする心の育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童が参加及び活躍できる場に対して支援を行う。